

令和2年度第1回金谷区地域協議会 次 第

日時：令和2年5月26日（火）午後6時00分～
会場：福祉交流プラザ2階 第一会議室

○任命書の交付

○地域協議会に関する説明

1 開会

2 委員自己紹介

3 議題等の確認

4 議題

(1) 会長、副会長の選任

(2) 金谷区地域協議会の運営について

① 座席順

② 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数

③ 会議録の確認者

④ 会議の開催方法（開催日の定例化、開始時刻、会場）

(3) 地域協議会だよりの編集方法について

① 編集委員の人数、任期

② 編集委員の選任

③ 発行回数

(4) 自主的審議事項の提出方法について

(5) 令和2年度地域活動支援事業について

5 その他

(1) 今後の会議日程

(2) 事務連絡

① 委員証の説明

② 委員名刺の作成希望調査

③ 地域協議会だより原稿依頼

金谷区地域協議会の運営に関する事項

事 項 (※は根拠例規)	前期における状況	協議結果
(1)正・副会長の選任 ※上越市域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第6条	会長 1人 副会長 2人	(会 長) (副会長)
(2)地域協議会の運営 ①会議の座席順	正副会長を除き 名簿順	
②会議の招集請求に必要な委員数 ※設置条例第8条第1項第2号	4人 (1 / 4以上)	人
③会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	正副会長を除き 会議ごとに名簿順に2人 (会議録署名あり)	
④会議の開催方法 ・開催日の定例化 ・開始時刻 ・会場	(定例化) 毎月 第4水曜日(定例) (開始時刻) 午後6時～ (会場) 福祉交流プラザ	(定例化) (開始時刻) (会場)

事 項 (※は根拠例規)	前期における状況	協議結果
(3)地域協議会だよりの編集方法 ①委員の人数・任期 ②編集委員の選任 ③発行回数	①人数・任期 人数 4人、任期 4年 ②編集委員 斎藤委員 土屋委員 西條委員 山口委員 ③発行回数 年4回程度、発行時期・内容は編集委員に一任	ア)人数・任期 人数 人、任期 年 イ)編集委員 ウ)発行回数
(4)自主的審議事項の提出方法	資料No.2 ※委員は地域協議会開催予定の14日前までに、自主的審議に係る提案書を提出。	/
その他 書面による審議 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第4項	/	書面審議の実施 ① 正副会長の協議により、会長が決定 ② 過半数の委員が書面議決に賛同した場合

書面による審議（決議）に関する取扱い（案）

以下の条件により、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合、〇〇の判断で書面審議を実施することができる。

（条件）

- ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがある場合
- ・会場の使用が困難など、物理的に開催できない場合
- ・緊急な案件で会議を開催するいとまがない場合

（表決）

- ・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす。なお、可否同数のときは、会長の決するところとする。

（附帯意見の取扱い）

- ①正副会長の協議により、会長が決定する。
- ②要否の表明を文書で確認し、表決により決する。

自主的審議事項の提出方法について

地域協議会では、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 1 項に基づき、地域協議会が自ら必要と認めるものについて、審議（以下、「自主的審議」という。）し、意見を述べることができます。

1 提出者

- 地域協議会委員
- まちづくりセンター
（例外…区内住民から直接要望・相談があった場合に限る）

2 手続

- 自主的審議を希望する委員は、「〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書（委員用）」に必要事項を記入の上、まちづくりセンターへ提出する。
- 上記の提出期限は、地域協議会開催予定日の 14 日前までとする。
- 例外的に、区内の住民からまちづくりセンターに直接要望等があった場合は、センターで「提案書（センター用）」に必要事項を記入する。
- 提案書は、センターで取りまとめ、会長に届出する。

【補足説明】

- ① 提案書の作成等について
 - ・ 委員から提案書の提出があった際は、提案の趣旨などをセンターで確認し、内容を整理します。（必要な場合は、提案書の作成をサポートします。）
- ② 提案書の提出期限について
 - ・ 提案書の提出期限については、提案書の調整・事前送付や、提案内容に関係する担当課との連絡調整（会議の出席要請、資料作成等）に一定の期間が必要なため、地域協議会開催予定日の 14 日前までとします。
- ③ 会議当日の提案について
 - ・ 上記の提出期限後、会議当日までの間に提案書が提出された場合や、会議当日の提案については、準備の都合上、審議の可否の決定や具体的な審議は、次の会議以降になる場合があります。
 - ・ 但し、区域内の案件で緊急性が高く、速やかに審議を行う必要があると認められる場合は、提案書の提出期限に関わらず、可能な限り直近に開催される会議に諮れるよう対応します。その際、届出事項の緊急性は、提案書受付後、会長に判断していただきます。

3 審議の可否の判断

- 提案書の提出後、最初に開催される地域協議会において審議の可否の判断を行う。
- 自主審議を行う事項が多数ある場合は、あわせて審議の優先順位についても話し合い、決定する。

【補足説明】

- 審議の可否の決定方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 3 項に基づき、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長である会長が決定します。

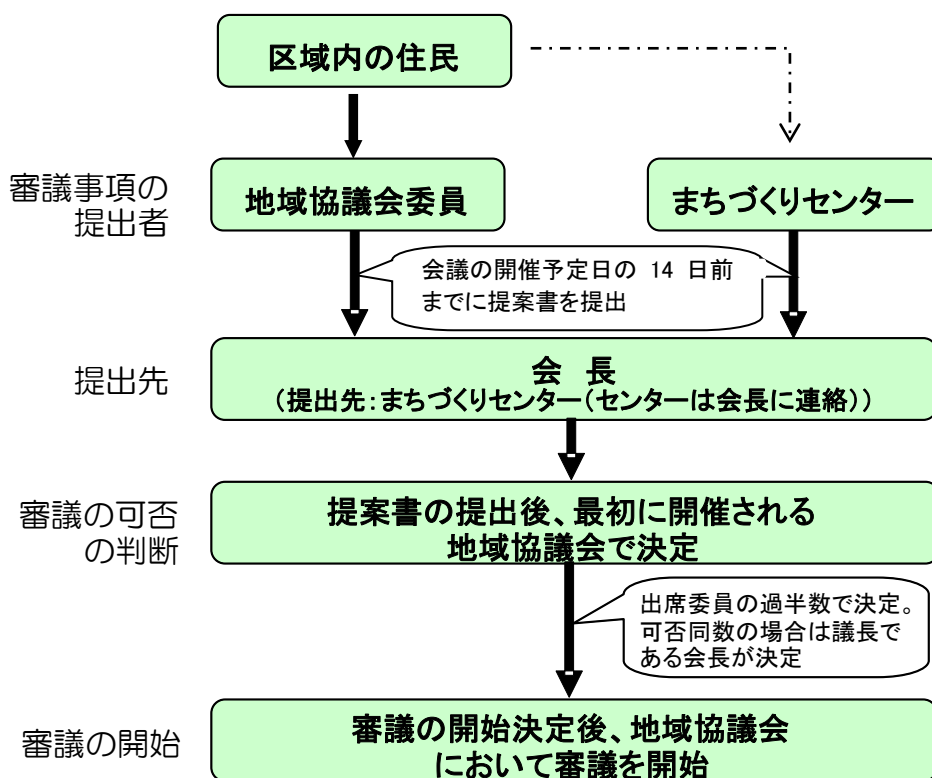
4 審議の開始時期

- 審議の開始が決定した自主的審議事項は、原則、その決定を行った会議から審議を行う。

【補足説明】

- 案件によっては審議に必要な資料の準備の関係上、本格的な審議は次回以降となる場合があります。

【自主的審議事項の提出・審議等に係る具体的な手順（フロー図）】



様式（委員用）

令和〇〇年〇月〇日

〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書

〇〇区地域協議会

会 長 〇〇 〇〇様

提案者名 〇〇 〇〇

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	
内 容 ※下記を参考に可能な範囲でご記入ください。 ・提案理由 ・課題の背景 ・課題の現状 ・今後の見通し ・地域、住民への影響 ・課題が生じている場所 ・期待する効果 等	

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の14日前までにまちづくりセンターに提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、センターにご相談ください。

様式（センター用）

令和〇〇年〇月〇日

〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書

〇〇区地域協議会
会 長 〇〇 〇〇 様

上越市自治・市民環境部
〇〇まちづくりセンター長

下記事項について、区内の住民から要望がありましたので、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づく事項として、審議いただくよう提案します。

記

審議する事項	
内 容	

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、会長・副会長を含む全委員のうち、提案者による事業説明を受けた委員（当日の出席委員）のみとする。
- ②審査・採点者は、全ての提案事業について審査・採点を行う。
※委員が所属する団体等から提案された事業であっても、審査・採点者になることができる。

(2) 提案事業の通知

- ①事務局は、事業募集終了後速やかに、「提案概要一覧」を作成し、「事業提案書」、「審査・採点シート」とともに、全委員に送付する。

(3) 委員による審査・採点の流れ

- ①委員は、送付された「事業提案書」を確認し、提案者による事業説明の際に質問する事項等をまとめる。
(仮採点しておくことが望ましい)
- ②地域協議会を開催し、提案者による事業説明を行う。
- ③事業説明、質疑応答、審査・採点の時間配分は、提案件数により調整する。
- ④事業説明後の委員による質疑内容は、的を絞って簡潔に行う。
- ⑤事業説明を受けた委員は、説明終了後、事業ごとに審査・採点を行う。
- ⑥審査・採点は、事業ごとに「審査・採点シート」を使用して行う。
- ⑦「審査・採点シート」は無記名とする。ただし、提出後に審査・採点に不備があった場合に事務局が確認できるよう、記号等を振る。
- ⑧基本審査は、「適合する・適合しない」の別を記入し、「適合しない」とした委員は、その理由を記載する。
- ⑨優先採択審査は、「該当する・該当しない」の別を記入する。
- ⑩共通審査は、審査項目ごとに0点から5点の間で採点し、点数を採点欄に記入する。
- ⑪記入後は「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ⑫審査・採点結果は、事務局に提出した時点で確定し、事後に疑義等が生じても修正は認めない。

(4) 提案事業の得点の算出

- ①事務局は、事業ごとに審査・採点結果を集計する。
- ②基本審査の結果を集計し、審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業があった場合、当該事業の他の審査・採点結果は集計しない。
- ③上記②の事業を除き、全審査・採点者の共通審査の合計点を提案事業の得点とする。
- ④ただし、事故等により、事業ごとに審査・採点者数が異なる場合は、全審査・採点者の点数を単純平均したものを提案事業の得点とする。(単純平均した結果は、順位を判別できる範囲で小数点以下の端数処理を行う)

(5) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択審査で審査・採点者の過半数が「該当しない」と判断した事業は、優先採択事業にはならず「その他の事業」とする。
- ②優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記(4)で算出した得点の高い事業順に並べる。
- ③提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、速やかに地域協議会に報告する。
- ⑤この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ(満点は100点)

順位	提案事業(分野)	基本審査	優先採択	得点
1	事業A(福祉)	○	優先	100
2	事業B(イベント)	○	優先	90
3	事業D(観光振興)	○	優先	80
4	事業E(文化)	○	優先	70
5	事業F(施設整備)	○	優先	50
6	事業H(イベント)	○	その他	60
—	事業C(イベント)	○	優先	30
—	事業G(施設整備)	×	—	出さない

不採択(点数が満点の半数に満たず)
不採択(基本審査で過半数が「適合しない」)

2. 採択の基本的なルール

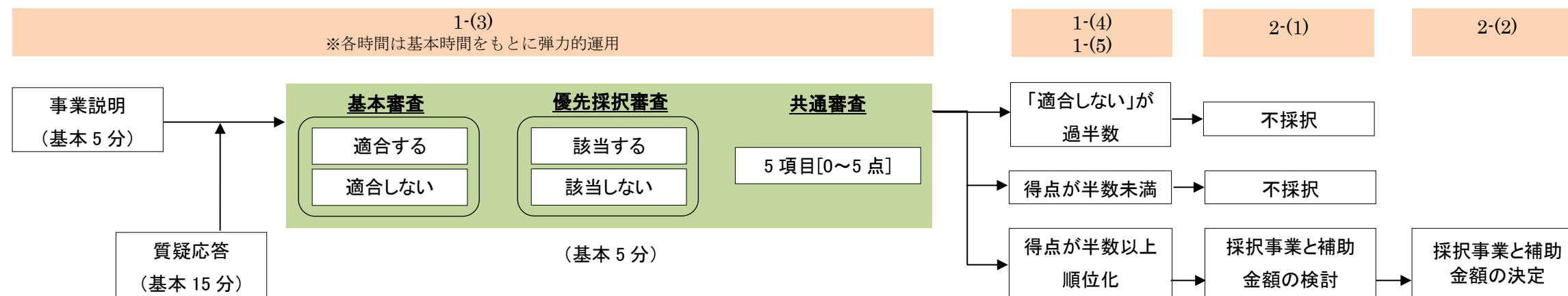
(1) 採択事業と補助金額の検討

- ①基本審査で審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、不採択とする。
- ②共通審査の得点が満点の半数に満たない事業は、不採択とする。
- ③採択事業と補助金額は、提案事業の順位が確定した後、上記不採択事業を除いて、金谷区の予算に収まるよう委員間で協議する。
- ④上記不採択事業を除く提案事業の補助金希望額の合計が、金谷区の予算を上回る場合は、補助金の配分方法について検討する。また、予算を下回る場合は、補助金希望額に対して満額補助を基本とするが、地域協議会で検討して減額することができる。
- ⑤採択の当落線上に複数の提案事業が同順位(同点)で並んでいる場合は、当該事業間で優劣をつけることができる。
- ⑥補助金額の上限は金谷区の予算の範囲内とし、下限は5万円とする。
- ⑦募集要項には、減額して交付決定を行う場合があることを記載する。

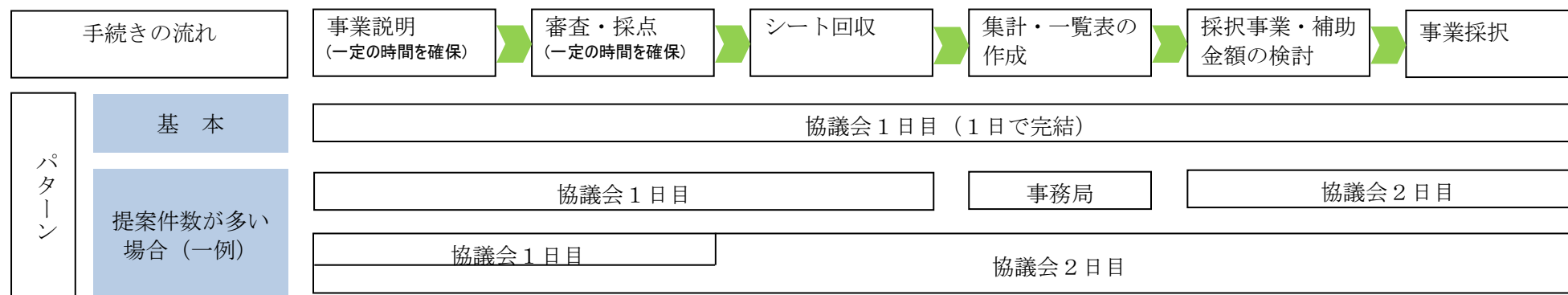
(2) 採択事業と補助金額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助金額の検討結果を、事務局を通じて市長に報告する。
- ②事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。

<補足1> 事業説明から採択までのイメージ



<補足2> 日程のイメージ (事業説明時間確保の視点)



【金谷区】地域活動支援事業 審査・採点シート

1 採点対象

整理 No.	
事業名	
提案者	(名称) (代表者)

2 基本審査

※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない (理由を記載)
※「適合しない」場合は、該当するものに☑をつけ、具体的な理由を記載 <input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながらない (具体的な内容)) <input type="checkbox"/> 地域の活力向上につながらない (具体的な内容)) <input type="checkbox"/> 自発的・主体的な地域活動ではない (具体的な内容))	

3 優先採択審査

※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

優先採択事業に該当しているか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
----------------	--

4 共通審査

※採点は、0点から5点の5点満点です。

審査項目	審査基準	メモ欄※	配点	採点欄
		良い 普通 悪い ┌───┴───┐		
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか 全市的な方向性と合致しているか 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	┌───┴───┐ ┌───┴───┐ ┌───┴───┐ ┌───┴───┐	5	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか 地域の実情や住民要望に対応したものか 緊急性の高い提案事業であるか ほかの方法で代替できないものであるか 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか 	┌───┴───┐ ┌───┴───┐ ┌───┴───┐ ┌───┴───┐	5	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標 (達成すべきこと) や事業内容が明確なものか 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか 資金調達の規模や時期に無理はないか 	┌───┴───┐ ┌───┴───┐ ┌───┴───┐	5	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	┌───┴───┐	5	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか 提案団体に、信頼性や将来性はあるか 	┌───┴───┐ ┌───┴───┐ ┌───┴───┐	5	
合 計			25	

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。

令和2年度 金谷区地域活動支援事業 提案概要一覧(確定版)

資料No. 5

南部まちづくりセンター

整理 No.	提案団体名	事業名	事業概要	提案団体が考える 優先採択事業項目	所見	新規	総事業費 A(円)	補助金希望額 B(円)	補助率 B/A(%)	補助金の主な使途
					市関係課					
1	滝寺まちづくり協議会	滝寺自然公園整備と環境保全・保護活動事業	地域の自然環境や歴史文化の維持管理・保全活動を目的に、町内会や農家組合等と連携しながらミズバショウ自生地保護・育成、毘沙門堂周及び参道の整備等を行う。 また、町内外に滝寺の魅力を発信するとともに、会員と住民との意思の疎通を図るため、定期的に活動内容を掲載した会報を発行する。	【まちづくり啓発】 【中山間地対策】	なし		319,300	312,000	97.71%	原材料費 小冊子作成費
2	滝寺歴史保存会	滝寺古文書(古地図)製版及び滝寺砦古道の整備事業	明治31年に製作された滝寺地域の地域図を多くの住民に閲覧してもらうため、地域図の電子化を行うとともに、住民研修会を実施し、滝寺地域の歴史を後世に伝えていく。 また、春、夏、秋と自然に親しみながら歴史を体感できる土地であることから、多くの人から周辺スポットに足を運んでもらうため、滝寺砦までの古道を整備する。	【観光振興】 【まちづくり啓発】	なし		700,470	700,000	99.93%	古地図データ、DVD 変換費 原材料費
3	正善寺紫陽花会	正善寺ダム周辺の紫陽花の維持管理及び水質保全と環境美化事業	水源の水質保全とダム公園としての景観保持のため、正善寺ダム周辺及び沿線の紫陽花の育成、維持管理を行い、観光振興や地域住民の町づくり意識の高揚を図る。	【観光振興】 【施設の利用促進】 【中山間地対策】	なし		102,000	102,000	100.00%	機材等借上げ費 原材料費
4	高田西小学校後援会	金谷山太鼓継承・振興事業	児童と地域住民との交流及び金谷山太鼓の継承・保存を目的に、太鼓を一部更新するとともに、地域住民を指導者として太鼓の技能の伝承を受け、地域行事等で演奏を行う。	【観光振興】 【まちづくり啓発】 【教育文化】	【学校教育課】 課題なし ・事業の実施に当たっては、学校と十分に連携するとともに、児童の安全に配慮すること。 太鼓等の備品は提案団体で保管することだが、提案団体所有備品と学校備品との明確な区分け管理を行うこと。 また、提案団体所有備品の修繕や更新費用は提案団体で負担すること。		185,900	185,000	99.52%	太鼓購入費
5	上越南ミニバス教室	金谷地区児童のスポーツ振興及び子供の健全育成を図る事業	児童の心身の成長及び地域の活性化を目的として、ミニバスの練習や他チームとの交流大会を実施し、地域全体で子供を育てる機運の醸成を図る。	【教育文化】 【まちづくり啓発】	なし		906,850	456,000	50.28%	ユニフォーム購入費 会場使用料
6	後谷・名水桜清水の会	里道(旧後谷線)の整備事業	歴史的に貴重な里道を地域の財産として地域内外に周知すること目的に、里道の整備を行うほか、里山・自然学習会や整備記録の冊子発刊などを行う。	【まちづくり啓発】 【中山間地対策】 【教育文化】	【共生まちづくり課人権・同和対策室】 課題なし		938,415	938,000	99.96%	排水路整備工事費 冊子作成費

整理 No.	提案団体名	事業名	事業概要	提案団体が考える 優先採択事業項目	所見 市関係課	新規	総事業費	補助金希望額	補助率	補助金の主な使途
							A(円)	B(円)	B/A(%)	
7	上越交通安全協会飯 支部	金谷区飯支部の交通安全確 保事業	交通事故の発生を防止するとともに、道路を利用す る一人ひとりが正しい交通ルールへの遵守とマナーを 身につけてもらうことを目的に、道路の「止まれ」表 示や停止線の整備等を行う。	【安全・安心】	<p>【道路課】 課題あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会が設置した路面標示の修繕につい ては、道路管理者としては判断しかねることか ら、管轄する公安委員会に意見照会すること。た だし、公安委員会が設置した路面標示のほか、 任意で設置された路面標示もある場合は、現況 がわかる資料を準備し、当課と事前協議を行うこ と。 ・外側線・実線の修繕については、当課道路維 持係と事前協議を行うこと。 ・注意喚起看板を市道区域内に設置する場合 は、道路法第32条の規定による許可が必要とな るため、事前に当課と協議を行うこと。 ・グリーンラインの修繕については、県道上正善 寺高田線の道路区域であることから、県道の道 路管理者に意見照会すること。 <p>【市民安全課】 課題あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『停止線、「止まれ」文字の設置』は、道路交 通法に基づき設置されるものであるため、設置の可 否を含め、上越警察署交通課と協議すること。 ・『外側線・実線、グリーンライン』は、道路法をは じめとした法律に基づき設置されるものであるた め、設置に当たっては、市道路課及び上越警察 署交通課と協議すること。 		638,000	638,000	100.00%	停止線等整備費 看板作成費
8	黒田小学校後援会	黒田小学校区活動における 安全確保及び地域活性化事 業	校区内での大運動会等のイベントにおいて児童や 地域住民が安全に活動できる環境を確保するた め、テント及び長椅子を整備し、活動の充実を図る。	【まちづくり啓発】 【教育文化】	<p>【学校教育課】 課題なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に当たっては、学校と十分に連携 するとともに、児童の安全に配慮すること。 備品を購入する場合は、備品の適正管理の観 点から、提案団体所有備品と学校備品との明確 な区分け管理を行うこと。 また、提案団体所有備品の修繕や更新費用は 提案団体で負担すること。 		961,840	961,000	99.91%	テント、長椅子購入費

4,752,775	4,292,000	90.31%
-----------	-----------	--------

予算額 8,500,000

差引額 4,208,000